

Ⅱ マイナンバー（法人番号）に係る対応＜4＞

平成27年11月13日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



1. 第19回WGにおける意見等報告

意見・要望等	検討内容（回答）
（WGにおける意見）（海上 通関WG委員） 次期では、当面の間、従来どおり J A S T P R Oコードによる輸出入申告は可能であるのに対し、税関発給コードは利用できないということだが、J A S T P R Oと同様に利用を可能としていただきたい。 （WGにおける回答）（関税局） 資料2では平成29年10月以降に税関発給コードの入力を認めないとしているが、委員と同様のご要望が多数寄せられているので、J A S T P R Oと同様の扱いとする方向で検討している。	税関発給コードに関しても、J A S T P R Oコードと同様の取扱いとします。 注：ただし、税関発給コードについては、紐づけ後（平成29年10月以降）は、データの更新作業（社名・住所変更）は実施いたしません。
（WGにおける意見）（海上 通関WG委員） 輸出入申告で入力した J A S T P R Oコードは法人番号に変換されて出力し、参考情報として J A S T P R Oコードを事項登録控や申告控に出力するということであるが、申告以外の I V A業務や S I R業務においても J A S T P R Oコードを入力した場合、出力帳票には法人番号に変換し出力されて、参考情報として J A S T P R Oコードが出力されるのか。また、A C L業務の出力帳票や輸出入許可書はどのような形になるのか。当社としては自社システムの改修が必要となるため、ご教示いただきたい。 （WGにおける回答） 輸出入申告以外の業務に関しては、関係省庁業務も含めて検討中となっている。また、輸出入許可書への出力については、現時点では予定していないが、改めて検討させていただく。 （WGにおける意見）（航空 通関WG委員） 輸出入者コード欄に J A S T P R Oコードを入力して送信した場合に、許可書の輸出入者コード欄には J A S T P R Oコードが出力されるのか、或いは法人番号が出力されるのか。法人番号で出力の場合、入力された J A S T P R Oコードを何らかの形で情報として入手可能なのか。 （WGにおける回答） 輸出入者コードとしては、変換後の法人番号が出力される。なお、申告控では、出力帳票のサンプルにあるように、別項目として、入力した J A S T P R Oコードを表示する予定である。許可書については、現時点では入力値を表示しない方向であるが、必要であれば、申告控と同様に参考情報として表示させることも検討する。	J A S T P R Oコード等から法人番号への変換は、輸出入申告関係、食品届出関係、動物検疫関連、植物検疫関連、外為法関係業務（貿易管理サブシステム）のみを対象とします。従いまして、I V A業務や S I R業務は変換対象とせず、入力された J A S T P R Oコード等のままとなります。 また、変換対象業務で出力される帳票については、全て、参考情報として入力した J A S T P R Oコード等を表示します。 なお、対象業務及び帳票等について、また、入力値を出力するか、変換後の値を出力するか等については、別紙1～3を参照願います。
（WGにおける意見）（航空 通関WG委員） A E O相互承認の海外仕出人コードについては、引き続き12桁のままとあるが、連絡する時はどちらのコードを報告することになるのか。 （WGにおける回答） A E O関連については現在検討中である。	ご意見につきましては、関税局・税関にお伝えしており、現在、検討中であると聞いております。なお、検討結果につきましては、別途、関税局・税関からお知らせがあると聞いております。

2. 第19回WG後における意見等報告（1）

意見・要望等	検討内容（回答）
（意見）（海上 物流等WG委員） マイナンバー（法人番号）が輸出入者コードとなれば、JASTPROコードの更新をしない輸出入者が出てくるものと考えられ、英文による社名入力から、マイナンバー（法人番号）を検索する機能は、NACCSとして必須と思われる。	ご要望の検索機能をNACCSで提供するためには、国税庁が提供する法人番号情報に英字の社名が含まれる必要がありますが、国税庁において英名での社名登録することは行っておりません。一方、NACCSを利用して行う手続きの全ての輸出入者等の英文情報の収集・管理を弊社で行う事は困難です。以上の理由から、ご要望に対応することは出来ません。
（意見）（海上 通関WG委員） ①「法人番号情報照会（IIE01）」業務で会社名からNACCSで法人番号がわかるようにして頂きたい（国税庁のサイトで検索するのは時間の無駄。）。 ② 法人番号のある会社に関しては、税関発給コードが次期NACCSでも継続して使用できないか。今まで無料だったのに今後社名変更になった際に、通関業者の手間を無くすためにJASTPRO（有料）に入り変更するというのは、輸出入者も承服しかなる可能性がある。 ③ 従来の輸出入者コード（税関発給、JASTPRO）と法人番号の紐づけ（有料）の依頼をJASTPRO等からお願いできないか？②でも記載したが通関業者の手間を無くすために、輸出入者が紐づけの依頼（有料）をしない可能性がある。 ④ 法人番号と従来の輸出入者コードの紐づけた場合、今までの税関システム内の通関の実績のデータも紐づくのか？また、税関発給コードからJASTPROに変更した場合も過去の蓄積は生かされるのか？生かされなければ審査区分が「2」「3」となりスムーズな通関ができにくくなることを懸念する。	① 和文からの検索機能については、対応いたしません。和文による検索が必要な場合は、国税庁が提供する検索サービスをご利用ください。 ② 法人番号の利用自体は可能であり、NACCSによる英文補完等のサービス機能を利用したい場合はJASTPROに手続きを行っていただきたいとするものであり、英文化作業等に相応のコストが発生することはご理解いただきたい。 ③ JASTPROコードと法人番号の紐づけ手続は、紐づけに必要な法人番号情報の提供依頼等の事務手続きも含めて、JASTPROが無料で行うと聞いております。 ④ 法人番号とJASTPROコード等については、1対1の紐づけを行うことにより、過去の申告実績等も把握可能となることから、関税局・税関においても、継続性が損なわれることがないよう対応すると考えています。
（意見）（関係団体）（海上 物流等WG委員） ① 現在の税関発給コード利用荷主に対して、 ・ 関税消費税の延納・口座利用不可 ・ NACCSにおける他法令届出不可 ・ 回避策は有償JASTPRO登録のみ となると、税関発給コード利用荷主の不利益だけでなく、通関業者の業務運営にも支障が出ることとなる。税関発給コード利用者に対する不利益が無い様、改善を望む。 ② 税関発給コードによる口座利用が不可となると、現状でも行われているが、通関業者等がリアルタイム口座を利用して関税等を立替えるケースが増加する懸念があるのではないかと？ ③ 現状でも行われているが、通関業者等がリアルタイム口座を利用して関税等を立替える事は不可能となるのか？	① 既存の税関発給コードについては、税関において法人番号との紐づけ作業が行われます。紐づけが行われれば、これまでと同様、ご懸念されている口座等の利用は可能となります。 ② ①のとおり、紐づけが行われることによって、従来の税関発給コードで設定しているリアルタイム口座も継続可能となります。 ③ これまで通り通関業者等がリアルタイム口座を利用して納税することは可能です。
（意見）（航空 通関・物流等WG委員） NACCS登録の有無に関わらず法人番号による申告が必須であれば、運用は困難と考える。また、昨今の情報漏えいへの危惧から、輸出入者への確認行為自体が出来ないケースも発生すると思われるため柔軟な運用が必要と考える。	法人番号を有する法人に係る輸出入申告については、法人番号の入力をお願いします。昨今の情報漏えいへの危惧から輸出入者への確認行為自体ができないケースも発生すると思われるとのことですが、法人番号については、原則として国税庁のホームページで公表されるとのことですので、そのような心配はないと考えております。

2. 第19回WG後における意見等報告（2）

意見・要望等	検討内容（回答）
（意見）（関係団体） ① 2017年10月から法人番号を入力する企業は、法人番号、英語表記のない社名、住所だけの国税庁DBでの運用になるが、国税庁DBは法人番号を入力しても英語表記の社名が表示されない。また、社名、住所の英語表記が登録されない仕様となっているため、通関業者の誤入力に繋がるリスクが極めて高いことが懸念される。 ② 申告控だけではなく、許可通知の出力情報に関しても、変換後の法人番号とともに入力したJASTPROコードを表示していただきたい。 ③ 現在、商社各社は一般申告とAEO申告について、JASTPROコードを複数使い分けて運用しているが、JASTPROによるJASTPROコードと法人番号は1：1で紐付けるとのことだが、どのように紐付していくのか。	① ご懸念に関しては、 a. 法人番号DBによる法人番号の存在チェック機能の導入 b. 法人番号に係る英文の自動補完を希望する場合は、JASTPROを通じて手続きを行うことによって従前と同様の機能の提供をすることにより軽減されるものと考えています。 ② 許可書に関しても入力したJASTPROコード及び税関発給コードを出力する仕様に致します。 ③ JASTPROコードにおける紐づけ作業については、JASTPROからコード保持者に対して法人番号提供の依頼書を郵送で発送し、コード保持者は、その依頼書に法人番号を記入してFAXでJASTPROに返信する方法を予定していると聞いています。
（意見）（関係団体）（航空通関WG委員） WGでも話が合った通り輸出入者コードとして法人番号を導入することについては、ソフトランディングさせる必要があり、2年後の更改時点からマイナンバー記載を義務化するのではなく、一定期間（数年）の暫定期間が必要だと思われる。この間、JASTPROコードと税関発給コードは併用できる期間とし、無符号も対応可能とし、そのうえでマイナンバーが社会に十分に根差したと思われる時期を見て義務化に移行させるよう検討願いたい。	JASTPROコード及び税関発給コードと法人番号の紐づけを行うことにより、当面の間、JASTPROコード及び税関発給コードの利用を可能とすることにより、スムーズな移行が可能になるものと考えています。 ただし、法人番号を持つ者に関して、無符号とする扱いは認められません。

3. 法人番号対応（１）－入力等整理表（法人の場合）

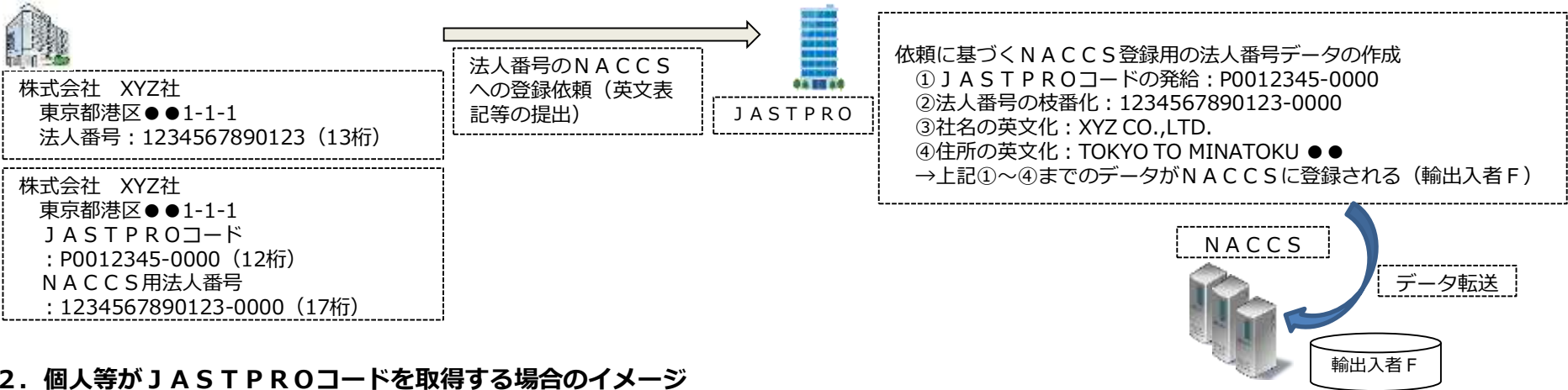
利用する輸出入者コード	入力コードの条件				法人番号 変換処理	存在等 チェック	英文自動補 完	社名等手入 力	評価 担保	口座・ 包括保 険	社名・住 所の更 新	備 考
	法人番 号	J A S T P R O コード	税関 発給 コード	紐 づけ有無								
法人番号 【13桁】 例：1234567890123	入 力	無	無	—	可	—	法人番号 DB	無	要	利用 可能	利用 不可	— ・評価／担保については、法人番号に直接登録することにより利用可能。 ・口座・包括保険を利用する場合は、J A S T P R Oを通して法人番号および英語の社名および住所の登録が必要。
法人番号 【13桁】 例：1234567890123（13桁） 【（13桁）+枝番（4桁）＝17桁】 例：1234567890123-0000	入 力	有	—	有	可	—	輸出入者 ファイル	有	不要	利用 可能	利用 可能	可
	入 力	—	有	有	可	—	輸出入者 ファイル	有	不要	利用 可能	利用 可能	不可 ・社名の変更等があった場合は、税関発給コードに登録されている既存情報が無効になるため、変更になった社名および住所の手入力が必要。また、引き続き変更になった社名等の自動補完等を希望する場合、税関において更新手続きはしない為、新社名等と法人番号の紐づけ登録作業をJ A S T P R O経由で行うことが必要。
J A S T P R O 【8桁】 例：P0012345 【（8桁）+枝番（4桁）＝12桁】 例：P0012345-0000	有	入 力	—	有	可	有	輸出入者 ファイル	有	不要	利用 可能	利用 可能	可
				無	不可	—	輸出入者 ファイル	—	—	—	—	可 ・法人番号との紐づけが無い場合、J A S T P R Oコードの入力は不可。正常終了するには、法人番号の入力が必要。 ・社名・住所の更新は、J A S T P R Oコード上の登録情報のみ可能。
税関発給コード 【12桁】 例：10012345-0000	有	—	入 力	有	可	有	輸出入者 ファイル	有	不要	利用 可能	利用 可能	不可 ・社名の変更等があった場合は、税関発給コードに登録されている既存情報が無効になるため、変更になった社名および住所の手入力が必要。また、引き続き変更になった社名等の自動補完等を希望する場合、税関において更新手続きはしない為、新社名等と法人番号の紐づけ登録作業をJ A S T P R O経由で行うことが必要。
				無	不可	—	輸出入者 ファイル	無	—	—	—	— ・法人番号との紐づけが無い場合、税関発給コードの入力は不可。正常終了するには、法人番号の入力が必要。

3. 法人番号対応（2）－入力等整理表（個人又は法人番号を持たない法人の場合）

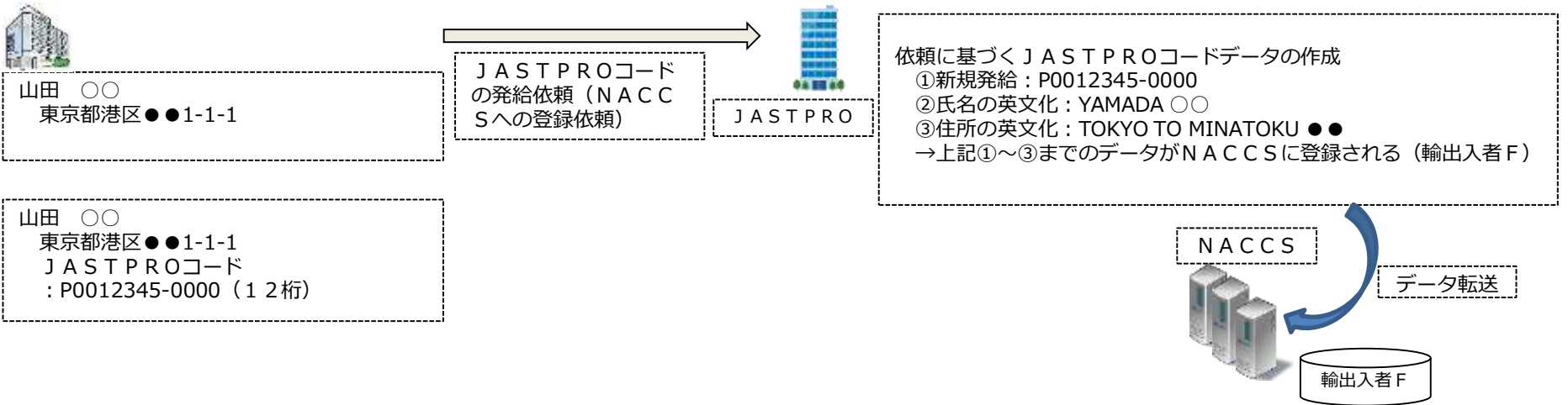
利用する輸出入者コード	入力コードの条件				入力可否	法人番号変換処理	存在等チェック	英文自動補完	社名等手入力	評価担保	口座・包括保険	社名・住所の更新	備 考
	法人番号有無	J A S T P R O コード	税関発給コード	紐づけ有無									
J A S T P R O 【8桁】 例：P0012345 【（8桁）＋枝番（4桁）＝12桁】 例：P0012345-0000	無	入力	－	－	可	無	輸出入者 ファイル	有	不要	利用 可能	利用 可能	可	
税関発給コード 【12桁】 例：10012345-0000 【17桁】 例：C100123450123-0000	無	－	入力	－	可	無	輸出入者 ファイル	有	不要	利用 可能	利用 可能	可	・H29.10月以降、税関発給コードの体系を17桁とする予定であり、17桁化を実施した場合、既存の12桁入力も可能とするが、N A C C Sでは17桁への変換処理を実施する。 この場合、入力控等には、当初入力した12桁のコードを参考情報として出力する。
輸出入者コード入力無し 【現行の無符号者と同じケース】	無	無	無	無	－	無	－	－	要	利用 不可	利用 不可	－	・個人又は法人番号を持たない法人に限り、輸出入者名および住所を手入力することで、正常終了。

4. JASTPROに対する手続きイメージ

1. 法人番号をNACCSの輸出入者ファイルへ登録するためのイメージ



2. 個人等がJASTPROコードを取得する場合のイメージ



5. 税関発給コードに関する対応の概要（1）

1. 法人番号が付与された者に係る税関発給コードの管理（平成29年〇月（P）まで）



株式会社 XYZ社
東京都港区●●1-1-1
税関発給：10012345-0000（12桁）
法人番号：1234567890123（13桁）

法人番号の紐づけ情報の提出

税 関

- ①税関発給コードと法人番号の紐づけデータの作成
- ②NACCSへの紐づけ情報の登録
→上記②のデータがNACCSに登録される（輸出入者F）

上記作業を持って既存税関発給コードの管理は終了（社名の変更等の更新作業は受け付けない）

株式会社 XYZ社
東京都港区●●1-1-1
NACCS用法人番号
：1234567890123-0000（17桁）

NACCS

データ転送

輸出入者F

2. 個人等が税関発給コードを取得する場合のイメージ（平成29年10月以降）



山田 ○○
東京都港区●●1-1-1

税関発給コードの発給依頼

税 関

依頼に基づく税関発給コードの作成

- ①新規発給：C000123456789-0000（17桁で発給、先頭C固定）
- ②氏名の英文化：YAMADA ○○
- ③住所の英文化：TOKYO TO MINATOKU ●●
- 上記①～③までのデータがNACCSに登録される（輸出入者F）

山田 ○○
東京都港区●●1-1-1
税関発給コード
：C000123456789-0000（17桁）

NACCS

データ転送

輸出入者F

（注）海外仕出人・仕向人コードについては、平成29年10月以降も現行と同体系（12桁）となる。

5. 税関発給コードに関する対応の概要（2）

3：税関発給コード変換後の法人番号に社名の変更等が発生した場合のシステム処理

【H29.10】

株式会社 XYZ社
東京都港区●●1-1-1
税関発給：10011111-0000（12桁）

株式会社 XYZ社
東京都港区●●1-1-1
税関発給：10011111-0000（12桁）
法人：1234567890123-0000（17桁）

輸出入者からの申し出に基づいて、
税関が税関発給コードと法人番号の紐
づけを実施する。

IDA入力画面

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 - [] [] [] (識別符号) 1

入力控情報

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 - 0 0 0 0

社名：XYZ CO.,LTD
住所：TOKYO TO MINATO..



【H30.01】

社名変更
XYZ社 → ABC社

国税庁から法人番号に
係る情報変更の通知

国税庁からの変更通知による無効化の対象は、
税関発給コードのみ（JASTPROコードは対象外）

→ 輸出入者ファイル上に社名の無効情報を登録（CSF登録）
株式会社 ABC社
東京都港区●●1-1-1
税関発給：10011111-0000（12桁）
法人：1234567890123-0000（17桁）

【社名の無効化】

IDA入力画面

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 - [] [] [] 1

社名が無効のためエラー処理となることから、IDA時に以下のとおり社名等を手入力。

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 - [] [] [] 1

社名：ABC CO.,LTD
住所：TOKYO TO MINATO..

入力控情報

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 - 0 0 0 0

社名：ABC CO.,LTD
住所：TOKYO TO MINATO..



社名・住所等の自動補完を希望する場合は、JASTPROに対して法人番号に係る情報登録の申し出を行う必要がある。

6. 法人番号対応に伴う仕様変更の概要（1）

項 目	変更の概要																															
1. 識別符号の変更	現在、特定の業務において入力が必要とされている「識別符号」について、第6次NACCSでは、識別符号の種別変更を行うとともに必須入力の対象業務を以下のとおり変更する。 【識別符号】 現行：1. 個人から個人宛の荷物 2. その他 ⇒ 第6次：1. 法人（法人番号を有する者） 2. 法人番号を有しない者及び個人 3. 不明 【入力チェック】 識別番号欄が未入力で、輸出入者コード欄に法人番号または、法人番号への変換が可能なJASTPROコードまたは税関発給コードが入力された場合は、識別符号欄に「1」を自動補完する。 <table><tr><th rowspan="3">識別符号 欄 (入力)</th><th colspan="4">輸出入者コード欄</th></tr><tr><th rowspan="2">法人番号</th><th colspan="2">JASTPROコード／税関発給コード</th><th rowspan="2">入力無し (無符号)</th></tr><tr><th>法人番号変換不可</th><th>法人番号変換可</th></tr><tr><td>スペース</td><td>正常（1を補完）</td><td>エラー</td><td>正常（1を補完）</td><td>エラー</td></tr><tr><td>1</td><td>正常</td><td>エラー</td><td>正常</td><td>エラー</td></tr><tr><td>2</td><td>エラー</td><td>正常</td><td>エラー</td><td>正常</td></tr><tr><td>3</td><td>正常</td><td>正常</td><td>正常</td><td>正常</td></tr></table> 【対象業務】 ①「輸入申告事項登録（IDA）」 ※ 申告等種別を問わない ②「輸入マニフェスト通関申告（MIC）」 ③「石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録（MWA）」 ※ 次期において入力項目を追加。 ④「輸出申告事項登録（EDA）」 ※ 1：申告等種別を問わない。 ※ 2：次期において入力項目を追加。 ⑤「輸出マニフェスト通関申告（MEC）」 ※ 次期において入力項目を追加。	識別符号 欄 (入力)	輸出入者コード欄				法人番号	JASTPROコード／税関発給コード		入力無し (無符号)	法人番号変換不可	法人番号変換可	スペース	正常（1を補完）	エラー	正常（1を補完）	エラー	1	正常	エラー	正常	エラー	2	エラー	正常	エラー	正常	3	正常	正常	正常	正常
識別符号 欄 (入力)	輸出入者コード欄																															
	法人番号		JASTPROコード／税関発給コード		入力無し (無符号)																											
		法人番号変換不可	法人番号変換可																													
スペース	正常（1を補完）	エラー	正常（1を補完）	エラー																												
1	正常	エラー	正常	エラー																												
2	エラー	正常	エラー	正常																												
3	正常	正常	正常	正常																												
2. 輸出入者コード欄の桁数変更	第6次NACCSで提供するオンライン業務において、「輸出入者コード」の入出力欄がある業務については、入出力欄の桁数を全て「13桁＋4桁」の17桁に変更する。入力可能な輸出入者コードは、JASTPROコード、税関発給コード及び法人番号のいずれも可能とするが、社名・住所等の自動補完は、輸出入者ファイルに登録されているコードの入力があった場合のみとなる。 注：海外仕出人・仕向人コードについては引き続き12桁とすることを予定している。																															

6. 法人番号対応に伴う仕様変更の概要（2）

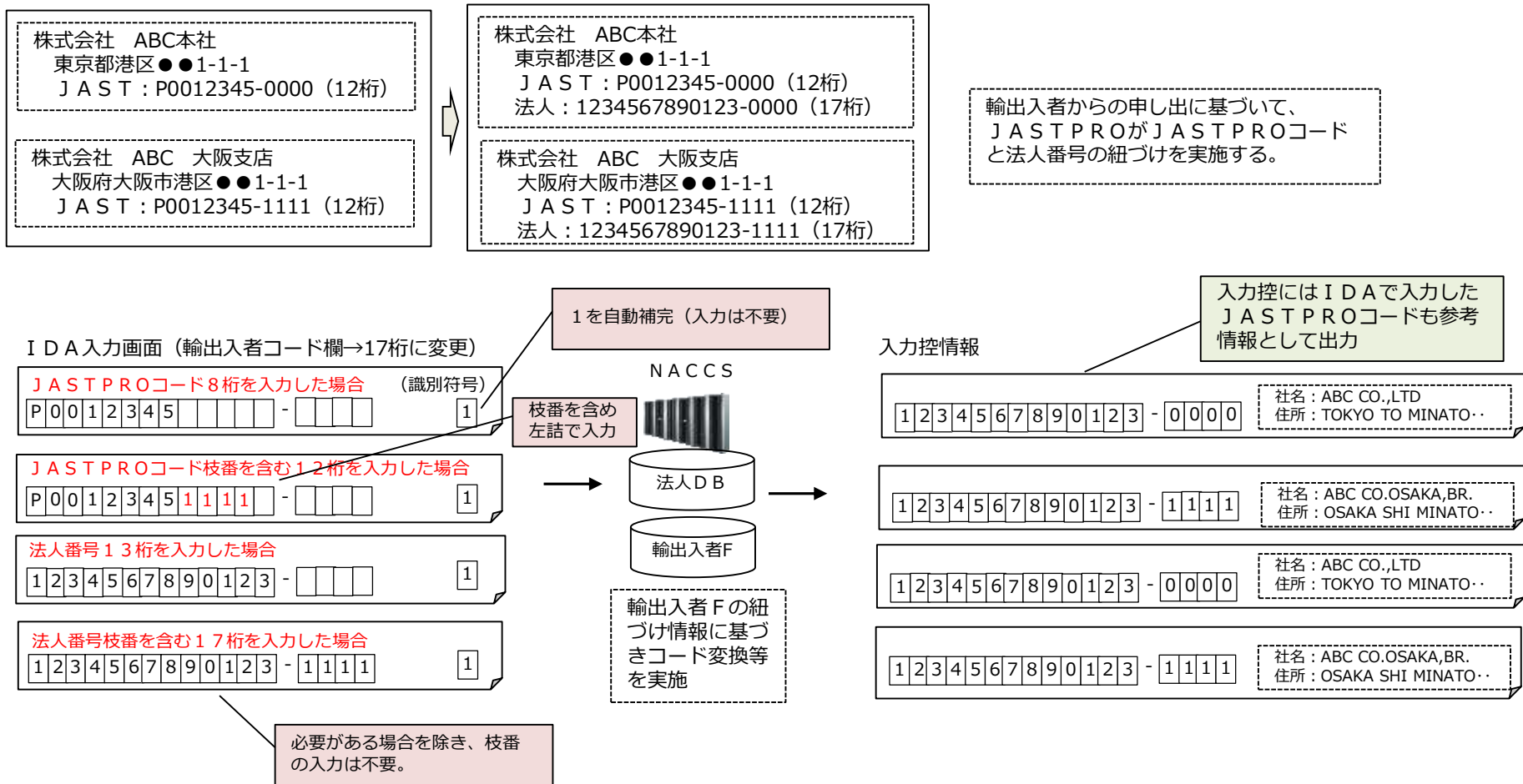
項 目	変更の概要																																		
3. JASTPROコード等から法人番号への変換を行う対象業務	JASTPROコード等の入力が行われた場合に、法人番号への自動変換を行う主な対象業務は以下のとおりとし、自動変更を行った場合は、出力画面、出力帳票上に変換前（入力値）のコードを表示する。対象業務については、「別紙1 輸出入者コード入力一覧（オンライン業務）」を参照。 <table> <tr> <th>業務コード</th><th>業務名</th></tr> <tr> <td>EDA</td><td>輸出申告事項登録</td></tr> <tr> <td>EDA01</td><td>輸出申告変更事項登録</td></tr> <tr> <td>EAA</td><td>輸出許可内容変更申請事項登録</td></tr> <tr> <td>MEC</td><td>輸出マニフェスト通関申告</td></tr> <tr> <td>MEE</td><td>輸出マニフェスト通関申告変更</td></tr> <tr> <td>MAF</td><td>輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請</td></tr> <tr> <td>IDA</td><td>輸入申告事項登録</td></tr> <tr> <td>SWA</td><td>シングルウィンドウ輸入申告事項登録</td></tr> <tr> <td>IDA01</td><td>輸入申告変更事項登録</td></tr> <tr> <td>MWA</td><td>石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録</td></tr> <tr> <td>MWA01</td><td>石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項登録</td></tr> <tr> <td>AMA</td><td>修正申告事項登録</td></tr> <tr> <td>KKA</td><td>関税等更正請求事項登録</td></tr> <tr> <td>TKA01</td><td>一括特例申告事項登録</td></tr> <tr> <td>MIC</td><td>輸入マニフェスト通関申告</td></tr> <tr> <td>MIE</td><td>輸入マニフェスト通関申告変更</td></tr> </table>	業務コード	業務名	EDA	輸出申告事項登録	EDA01	輸出申告変更事項登録	EAA	輸出許可内容変更申請事項登録	MEC	輸出マニフェスト通関申告	MEE	輸出マニフェスト通関申告変更	MAF	輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請	IDA	輸入申告事項登録	SWA	シングルウィンドウ輸入申告事項登録	IDA01	輸入申告変更事項登録	MWA	石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録	MWA01	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項登録	AMA	修正申告事項登録	KKA	関税等更正請求事項登録	TKA01	一括特例申告事項登録	MIC	輸入マニフェスト通関申告	MIE	輸入マニフェスト通関申告変更
業務コード	業務名																																		
EDA	輸出申告事項登録																																		
EDA01	輸出申告変更事項登録																																		
EAA	輸出許可内容変更申請事項登録																																		
MEC	輸出マニフェスト通関申告																																		
MEE	輸出マニフェスト通関申告変更																																		
MAF	輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請																																		
IDA	輸入申告事項登録																																		
SWA	シングルウィンドウ輸入申告事項登録																																		
IDA01	輸入申告変更事項登録																																		
MWA	石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録																																		
MWA01	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項登録																																		
AMA	修正申告事項登録																																		
KKA	関税等更正請求事項登録																																		
TKA01	一括特例申告事項登録																																		
MIC	輸入マニフェスト通関申告																																		
MIE	輸入マニフェスト通関申告変更																																		

6. 法人番号対応に伴う仕様変更の概要（3）

項 目	変更の概要																		
4. 照会業務	①「輸出入者情報照会（IIE）」業務 a. JASTPROコード、税関発給コードに加え、新たに「法人番号」による照会を可能とする。 b. 出力情報に「法人番号」欄を追加し、以下のとおり出力する。 輸出入者コード欄：JASTPROコード又は税関発給コードを出力 法人番号等欄：法人番号等を出力 → JASTPROコード、税関発給コードによる照会の際、紐づけされた法人番号情報がある場合に法人番号も出力する。 一方、法人番号による照会では、紐づけされたJASTPROコード又は税関発給コードがある場合は、当該コードを出力する。 ②「法人番号情報照会（IIE01）」業務：（新規業務） → 法人番号による照会を可能とする。（和名からの検索サービスは提供しない。） 【出力情報】 <table><tr><th>項目名</th><th>属性</th><th>桁数</th></tr><tr><td>法人番号</td><td>英数字</td><td>13</td></tr><tr><td>商号又は名称</td><td>日本語</td><td>150</td></tr><tr><td>国内所在地（都道府県）</td><td>日本語</td><td>10</td></tr><tr><td>国内所在地（市区町村）</td><td>日本語</td><td>20</td></tr><tr><td>国内所在地（丁目番地等）</td><td>日本語</td><td>300</td></tr></table>	項目名	属性	桁数	法人番号	英数字	13	商号又は名称	日本語	150	国内所在地（都道府県）	日本語	10	国内所在地（市区町村）	日本語	20	国内所在地（丁目番地等）	日本語	300
項目名	属性	桁数																	
法人番号	英数字	13																	
商号又は名称	日本語	150																	
国内所在地（都道府県）	日本語	10																	
国内所在地（市区町村）	日本語	20																	
国内所在地（丁目番地等）	日本語	300																	

7. 輸出入申告等における輸出入者コードの入力例（1）

パターン1：JASTPROコード／税関発給コードと法人番号の紐づけが行われている場合



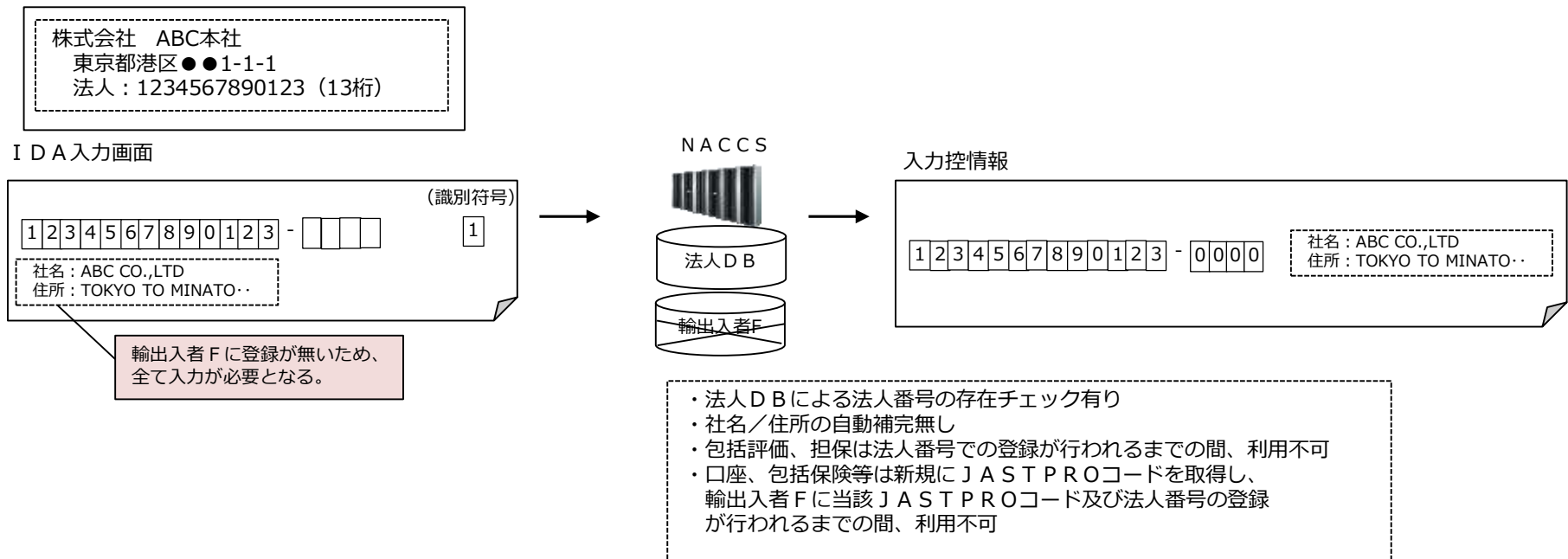
注：上記においてJASTPROコードにかえて税関発給コードを入力した場合も、同様の処理となる。

パターン2：JASTPROコードと法人番号の紐づけが行われていない場合



7. 輸出入申告等における輸出入者コードの入力例（3）

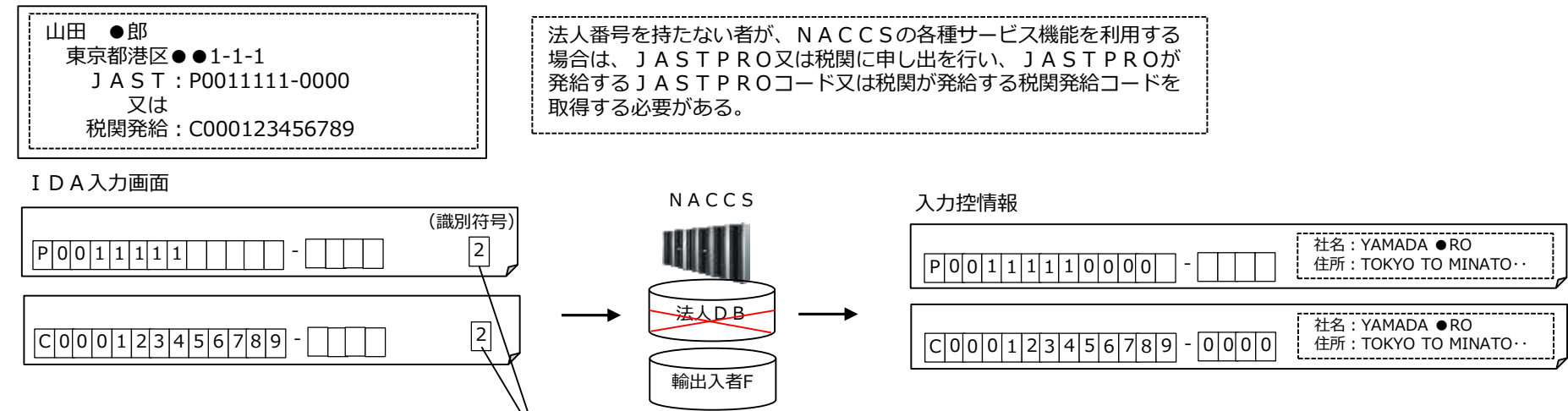
パターン3：輸出入者ファイルに法人番号の登録が無い場合



7. 輸出入申告等における輸出入者コードの入力例（4）

パターン4：個人又は法人番号を持たない法人

パターン4-1：法人番号以外のコードを取得している場合



パターン4-2：コード取得無し

